登録手続きサービス及び登録納車サービスにおける特約

第１条　（免責事項について）

1. 官公署に提出する書類の発送手段は発着履歴の残るものとし、受取確認が行えない手段によって発送された送付物の所在に関しては、キャリア・メッセ株式会社並びに該当業務を受託した行政書士は、責任を負わないものとします。
2. 官公署に提出する書類以外の備品（取説・リモコン等）の送付受付は行いません。送付されてきた備品の破損及び紛失については、キャリア・メッセ株式会社並びに該当業務を受託した行政書士は責任を負わないものとします。
3. 官公署に提出する書類が、当方が定める登録に要する日程を過ぎて到着した場合や書類の不備により、希望する名義変更登録日及び納車日が遅延した場合の損害については、キャリア・メッセ株式会社並びに当該業務を受託した行政書士はその賠償責任を負わないものとします。
4. 送付された印鑑証明・車庫証明の有効期限が受取時点で 14 日を切っていて、名義変更ができなかった場合の損害や車庫証明や印鑑証明の再取得の為の費用については、キャリア・メッセ株式会社並びに当該業務を受託した行政書士はその賠償責任を負わないものとします。
5. 車庫証明の有効期限は法令で定められた期限とします。一部延長を認めている自治体への車庫証明の有効期限も延長日分を含まないものとします。延長日に提出して登録できなかった場合の損害については、キャリア・メッセ株式会社並びに当該業務を受託した行政書士はその賠償責任を負わないものとします。

第２条　（登録手続について）

1. キャリア・メッセ株式会社並びに該当業務を受託した行政書士は、官公署に提出する為に申込者から提供された書類はすべて真正なものとして取り扱います。
2. キャリア・メッセ株式会社並びに該当業務を受託した行政書士は、申込者が官公署に提出する書類に記載すべき事項についてキャリア・メッセ株式会社に申告した内容は、全て誤りの無い真実の申告として取り扱います。
3. 前１，２項の規定により、真正な書類並びに真実の申告として官公署に申請したものに関し、キャリア・メッセ株式会社並びに当該業務を受託した行政書士は、その書類及び申告が真正でない場合に生じた一切の責任を負わないものとします。
4. 前 3 項によってキャリア・メッセ株式会社並びに当該業務を受託した行政書士、または申込者以外の第三者が損額を受けた場合、申込書はその賠償責任を負うものとします。
5. 官公署に提出する為に申込者から提出された書類は原則として再発行のできる書類とし、取得に関する責任は申込者が負うものとします。
6. 輸送過程において、天候状況等により登録日が遅延した場合の損害について、キャリア・メッセ株式会社はその損害責任を負わないものとします。
7. 申込者から事前に登録日の指示の無い場合は、該当業務を受託した行政書士が登録日を決めます。後日、その登録日によって損害が発生しても、行政書士はその責任を負わないものとします。

第３条　（法定費用について）

1. 法定費用等の実費立替金（登録印紙代・ナンバープレート代は除く）については、陸送費とは別に都度請求いたします。立替金の入金が確認できない場合には登録を行わない事があります。指定する口座への振込手数料は申込者の負担とします。
2. 軽自動車・オートバイの登録の際、旧登録地において軽自動車の「税止手数料」が必要な場合においては、新登録地の軽自動車協会の定める手数料を申込者の負担とし、実費立替金に合わせて請求いたします。

第４条　（書類の受付と登録日について）

1. 登録センターでは、名義変更に必要な書類に問題が無い場合には、受付日の翌日から数えて 5 営業日以降を登録可能日といたします。ただし陸送の日程と登録の日程に合わない場合には、遅い方の日程に合わせて登録を行います。
2. 登録センターへの書類の到着が遅れ、登録地への宅急便等の速達方法を利用する場合は、別途緊急発送手数料と時間指定の宅急便の料金を申込者に請求いたします。

第５条　（発送費用の負担と追加費用の請求について）

1. 官公署に提出する書類の登録センターへの送料については、申込者の負担といたします。登録センターから、現地行政書士事務所への送料は登録センターが負担いたします。ただし、第 1 条２項の備品等が発送されてきた場合は、現地行政書士事務所への送料として申込者に対して別途、実費を請求いたします。
2. 不足書類や不備書類、または官公署に提出する以外の物の手配に際して別途の発送費用等が発生した場合には、申込者に請求いたします。
3. 軽自動車の車検証及びナンバープレートの発送料は実費分を別途請求いたします。
4. 宅急便の時間指定便等の利用が発生した場合には、発送料全額分を別途請求いたします。